

研究活動上の不正事案又は研究費不正事案における公表事項に関する内規

令和3年4月22日

学長決定

(公表)

第1条 「甲南大学研究活動における不正行為の通報・告発に関する規程」又は「甲南大学研究費不正の通報・告発に関する規程」に基づき不正を認定した場合は、原則として以下の各号に定める事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合、不正に関与した者の所属、職名、氏名などを非公表とすることがある。

- (1)不正事案名
 - (2)不正行為の種別(捏造、改竄、盗用、研究費不正、その他)
 - (3)不正事案の研究分野
 - (4)調査委員会を設置した機関名及び調査委員の所属、職名及び氏名
 - (5)不正行為に関与した者等の所属、職名及び氏名
 - (6)不正行為と認定された研究が行われた機関名
 - (7)不正行為と認定された研究が行われた研究期間
 - (8)通報・告発受理日
 - (9)本調査の期間
 - (10)不服申立てに対する再調査の期間
 - (11)文部科学省又は配分機関が報告を受理した日
 - (12)不正行為が行われた経費名称
(競争的資金等における制度名、基盤的経費の名称等)
 - (13)不正事案の概要
(告発の概要、本調査の体制、調査方法、調査結果、不正行為と認定した理由、不服申立ての概要及び再調査結果、不正行為に関連する経費の支出、研究費の不正執行内容等)
 - (14)不正行為の発生要因及び再発防止策
 - (15)研究機関が行った措置
(競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等)
- (改廃)

第2条 この内規の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 研究活動上の不正事案に関する公表事項について(平成29年1月12日学長決定)は、令和3年3月31日をもって廃止する。